

綾瀬市児童養護施設退所者等家賃等助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童養護施設を退所した者であって、常用就労を目指す者に対し、就労及び生活を継続して支援し、社会的自立を図ることを目的として、家賃等の費用を助成することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童養護施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設をいう。
- (2) 家賃等 家賃、管理費、共益費その他居住の用に供する住宅に係る使用の対価（居住に当たっての初期費用を除く。）をいう。この場合において、光熱水等の使用の対価が当該住宅に係る使用の対価と一体をなしており、これらを区分し難い場合にあっては、当該光熱水等の使用対価を含む。
- (3) 住宅扶助基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する住宅扶助基準のうち、家賃、間代、地代等の額をいう。
- (4) 収入基準額 住宅扶助基準額に81,000円を加えた額をいう。
- (5) 収入額 次に掲げるものの1月当たりの合計額（借入金、退職金又は公的な給付等のうち臨時的に給付されるものを除く。）をいう。
 - ア 就労等による収入が給与収入の場合は社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費を除く。）、自営業の場合は事業収入（経費を差し引いた控除後の額をいう。）
 - イ 定期的に支給される雇用保険の失業等に対する給付
 - ウ 親族等からの継続的な仕送り
- (6) 常用就職 期間の定めがない労働契約又は6月以上の労働契約による就職をいう。
- (7) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者を

いう。

(対象者等)

第3条 児童養護施設退所者等家賃等助成（以下「家賃等助成」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時点で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に在住していること。
- (2) 児童養護施設を退所後5年以内であり、当該児童養護施設の長が助成による支援が必要と認める者であること。
- (3) 単身世帯であること。
- (4) 自らが居住する住居の賃貸借契約をしていること。
- (5) 無職である、又は常用就職以外の非正規雇用等で就労していること。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助又は離職者に対する類似の公的給付を受けていないこと。
- (7) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 家賃等助成は、対象者の申請日の属する月における収入額（毎月の収入額に変動がある場合は、直近3か月間の収入額の平均に基づき推計した額）が収入基準額以下である場合に行うものとする。

(支給額及び支給期間等)

第4条 家賃等助成の額は、住宅扶助基準額を上限として、対象者が1月に支払った家賃等の額とする。ただし、雇用先において住宅に関する手当等が支給されている場合は、当該手当等の額を減ずるものとする。

2 家賃等助成は、申請日の属する月の翌月から開始するものとし、引き続く助成の期間は、24月を超えることができない。

(助成の申請等)

第5条 家賃等助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童養護施設退所者等家賃等助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、助成を受けようとする年度ごとに市長に提出しなければならない。この場合において、前年度から引き続いて助成を受けようとするときは、第1号から第4号までに掲げる書類の添付を要しないものとする。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 申請日の属する月（収入額を推計した場合は、推計の元となる３月）の収入が確認できる書類
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 入居状況に関する状況証明書（第２号様式）
- (5) 次条第１項に規定する決定通知書の写し（前年度から引き続いて助成を受ける場合に限り、第８条の規定により変更決定を受けている場合の通知書を含む。）
- (6) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

２ 前項の規定による申請をしようとする場合において、申請者が申請時に同項第２号に掲げる書類を保有していないときは、申請日の属する月の収入の見込み額を申請書に記載することをもって足りるものとする。この場合において、申請者が当該書類を保有するに至ったときは、速やかに市長に提出するものとする。

３ 市長は、申請書が提出されたときは、当該申請者が退所した児童養護施設の長に対し、助成の要否について意見を求めるものとする。

（支給決定等）

第６条 規則第７条の通知は、児童養護施設退所者等家賃等助成金交付（不交付）決定通知書（第３号様式。以下「決定通知書」という。）によって行うものとする。

２ 市長は、次項の不動産媒介業者等に決定通知書の写しを送付するものとする。

３ 家賃等助成は、原則として、申請者が指定する不動産媒介業者等の口座へ振り込むものとする。

４ 市長は、必要に応じて家賃等助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）の住居を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面での助言及び指導を行うものとする。

（面談及び報告等）

第７条 受給者は、月に１回以上、常用就職に向けての生活困窮者自立相談支援員等による面談等を受けるものとする。

２ 受給者は、常用就職をしたときは、速やかに常用就職届（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

３ 前項の届出を行った受給者は、常用就職をした日の属する月から毎月収入状況を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(変更の申請等)

第8条 受給者は、第6条第1項の規定により決定を受けた内容を変更しようとするときは、児童養護施設退所者等家賃等助成金変更交付申請書（第5号様式。以下「変更申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給者から変更申請書が提出されたときは、内容を審査し、変更の可否を決定し、児童養護施設退所者等家賃等助成金変更交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(助成の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、翌月から家賃等助成を中止するものとする。

(1) 第3条第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当しなくなったとき

(2) 家賃等助成不動産媒介業者等が次のいずれかに該当することが判明したとき

ア 綾瀬市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当する。

イ 綾瀬市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者が統括し、その業務に従事し、又はその補助をしている。

2 市長は、受給者が常用就職し、かつ、収入額が収入基準額を3月継続して超えた場合は、その翌月から家賃等助成を中止するものとする。

3 市長は、受給者が第3条第6号に該当しなくなった場合又は第7条第3項の規定による書類の提出をしなかった場合は、速やかに家賃等助成を中止するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに家賃等助成を中止するものとする。

(1) 受給者が禁錮刑以上の刑に処せられたとき

(2) 受給者が暴力団員であることが判明したとき

5 市長は、前各項に定めるもののほか、助成を継続することができない事情があると市長が認めるときは、家賃等助成を中止するものとする。

6 市長は、前各項の規定により家賃等助成を中止したときは、児童養護施設退所者等家賃等助成中止通知書（第7号様式）により当該受給者に通知するものとする。

この場合において、当該助成不動産媒介業者等に当該家賃等助成を中止した旨を通

知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、規則第14条又は前条第4項第2号に該当する場合は、当該受給者に助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、家賃等助成に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市児童養護施設退所者等家賃等助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 氏名

生年月日

電話番号 ()

綾瀬市児童養護施設退所者等家賃等助成要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

また、審査及び助成に当たり必要な範囲内で、関係する児童養護施設、自立相談支援機関及び不動産媒介業者に申請の内容を提供することに同意します。

居住 の 状 況	現住所				
	家主等氏名（名称） （家賃の支払い先）				
	助成金の振込先 ※家主等の名義の口座を 記入してください。	口座名義（フリガナ）	()		
		金融機関名			
		支店名		口座種別	普通・当座
		口座番号			
退 所 し た 児 童 養 護 施 設	名称				
	住所（所在地）				
	電話番号	()			
	退所年月日	年 月 日			
収入額（月額）		円 ※月ごとに収入に変動があるときは、直近 3 か月 間の平均収入を記載してください。	確定・平均・見込み		

（注意事項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって児童養護施設退所者等家賃等助成を受けたときは、不正受給した金額の全部又は一部を返還することになります。
- 2 受給中は、常用就職に向け、月に 1 回以上、生活困窮者自立相談支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 4 助成金は、賃貸住宅の家主等に直接振込等がされます。

第 2 号様式（第 5 条関係）

入居住宅に関する状況証明書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

商号又は名称

代表者名

所在地

免許証番号

担当者

電話番号 （ ）

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

次の者に対して住宅を賃貸している内容について、次のとおり証明します。

暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、綾瀬市が神奈川県警察本部から情報を収集することに同意します。

入 居 者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	居住人数	人
	入居開始年月日	年 月 日
賃 貸 住 宅	名称・部屋名	
	所在地	綾瀬市
	家賃（月額）	円
	共益費（月額）	円

（確認事項）

- 綾瀬市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等に該当しない。
- 綾瀬市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者が
統括し、その業務に従事し、又はその補助をしている事業所ではない。

第3号様式（第6条関係）

児童養護施設退所者等家賃等助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請された児童養護施設退所者等家賃等助成について、
次のとおり決定したので通知します。

- 1 助成の可否 可・否（否の場合の理由： ）
- 2 助成決定番号 第 号
- 3 助成額 円／月
- 4 助成期間 年 月家賃相当分から
年 月家賃相当分まで
- 5 助成方法 申請者が指定した家主等の口座に振り込むことにより交付する。

第4号様式（第7条関係）

常用就職届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

受給者 住所

氏名

電話番号 ()

私は、求職活動を行った結果、次のとおり期間の定めのない雇用又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

また、今後毎月の収入額を綾瀬市に報告すること及びこの就職によって児童養護施設退所者等家賃等助成の収入要件を超える収入が3か月継続して得られた場合は、原則として、4か月目の助成から中止されることについて、同意します。

1 助成決定番号 第 号

2 就職先

(1) 事業所名

(2) 所在地

(3) 雇用をされた日 年 月 日

3 児童養護施設退所者等家賃等助成の支給状況

(1) 助成額 円／月

(2) 助成期間 年 月家賃相当分から

年 月家賃相当分まで

第5号様式（第8条関係）

児童養護施設退所者等家賃等助成金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所

氏名

電話番号 ()

年 月 日付けで助成の決定を受けた児童養護施設退所者等家賃等助成について、次のとおり必要書類を添えて変更申請します。

1 助成決定番号 第 号

2 変更内容

3 変更の理由

4 添付書類

(1) 家賃変更の場合

変更契約書等家賃の変更を証する書類

(2) 転居した場合

入居住宅に関する状況証明書（第2号様式）

転居先の賃貸借契約書等の写し

転居後の住所が記載された身分証明書又は住民票の写し

第6号様式（第8条関係）

児童養護施設退所者等家賃等助成金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで変更申請のあった、年 月 日付けで
助成決定を行った児童養護施設退所者等家賃等助成については、次のとおり決定した
ので通知します。

1 変更の可否 可・否（否の場合の理由： ）

2 助成決定番号 第 号

3 助成金額

変更前の助成決定額 円／月

変更後の助成決定額 円／月

4 助成期間

変更前の額の助成期間 年 月家賃相当分から

年 月家賃相当分まで

変更後の額の助成期間 年 月家賃相当分から

年 月家賃相当分まで

第7号様式（第9条関係）

児童養護施設退所者等家賃等助成中止通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで助成を決定した児童養護施設退所者等家賃等助成について、次のとおり助成を中止することとしたので通知します。

- 1 助成決定番号 第 号
- 2 中止の時期
年 月 日から
- 3 中止の理由